

地区	団地	管理	住宅番号	順位

県営住宅入居承継承認申請書(兼収入・家賃再認定申請書)

福岡県知事 殿

令和 年 月 日

団地名: 県営住宅 _____ 団地 住宅番号 _____ 号

(新名義人予定者)(フリガナ)
入居承継しようとする同居者氏名: _____
(電話: _____ - _____ - _____)

このたび、私を新名義人として下記の理由により入居承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、承認の上は、福岡県営住宅条例及びこれに基づく指示を堅く守ります。

1. 入居承継理由(該当する番号に○を付けてください。下記の枠内の①、②又は③を選んだ方は、日付を記入してください。⑨を選んだ方は括弧欄に具体的な理由を書いてください。)

① 現名義人の死亡 (年 月 日) ② 離婚又は内縁関係の解除 (年 月 日) ③ 現名義人の転出 (年 月 日)
⑨ その他 ()

2. 入居承継しようとする同居者と現名義人の続柄(該当する番号に○を付けてください。)及び入居(同居承認)年月日

現名義人の続柄	① 配偶者	② 子供	③ その他の親族 ()	④ その他の関係 ()	入居(同居承認)年月日	年 月 日
---------	-------	------	--------------	--------------	-------------	-------

3. 現名義人の入居承継に関する承諾等(現名義人が死亡等の場合は、記入する必要はありません。)

県営住宅の入居に関する一切の権利義務を承継することに意義はありません。	現名義人	印	現名義人の入居 (同居承認)年月日	年 月 日
-------------------------------------	------	---	----------------------	-------

4. 入居承継申請時の同居世帯員等

同・別	続柄	氏名	性別	生年月日		職業又は勤務先 (電話番号)	年間所得金額(円)			諸控除該当欄					裁量項目欄					
				元号	年	月	日	(給)	(年)	(総)	特扶	老配 老扶	障	特障	寡	ひとり親	障が い級	種類	級	種類
本人・同居者	本人		男・女	大・昭 平・令																
			男・女	大・昭 平・令																
			男・女	大・昭 平・令																
			男・女	大・昭 平・令																
			男・女	大・昭 平・令																
別居扶養 (配偶者)			男・女	大・昭 平・令																
			男・女	大・昭 平・令																
世帯人員	名										合計									

注1 本人及び同居者の収入を証する書類等を必ず添付してください。また、請書を必ず提出してください。

注2 現名義人と入居承継しようとする同居者の続柄を証する書類を必ず添付してください。

注3 入居承継理由を明らかに証する書類を提出してください。なお、同居承認日から1年未満の同居者への入居承継は承認できません。

年間所得合計額 (人員-1)×38万	同居(扶養)数 (10万以下)	その他控除額 給与年金 (25万)	特扶 (10万)	老配扶 (27万)	障がい (40万)	特障 (27万以下)	寡婦 (35万以下)	ひとり親 R R	R →	裁量階層 R R
円 一	円 一 (収入月収		収入区分 人員 -1

審査基準日	年 月 日
区分変更 R R	→
収入月収	収入区分 人員 -1

) = A A/12

※この用紙は申請書ですので、ご記入の上、必要な添付書類と一緒に提出してください。

入居承継申請に必要な書類

※以下の1~4の全てと、ア~エのうち該当する添付資料を提出すること

添付書類	特記事項
1 世帯全員の住民票 (続柄・筆頭者・本籍地の記載あり)	○転出・離婚の場合は、「異動届」および転出確認ができる住民票(除票)も必要です。
2 戸籍謄本	○名義変更の理由が確認できるもの(離婚・死亡等) ○現名義人との関係【続柄】が確認できるもの
3 市区町村の発行する最新の所得証明書または生活保護証明書	○本申請と同年度の収入申告において所得証明書を提出済み場合、再度の提出は不要です。 ○18歳以上の世帯員全員必要です。なお、18歳に到達後最初の3月31日までにある未就労の高校生を除きます。
4 請書、誓約書、承諾書	○請書には緊急連絡人を記載していただく必要があります。事前に承諾いただき、記載ください。

該当事由	添付書類	備考
ア 給与所得の減少	①(1~5月においては)源泉徴収票の提出が必要です。 ②前年1月2日以降に就職(転職)した場合、勤務証明書が必要です。 ③前年1月2日以降に雇用形態の変更があった場合には、②に加え「労働条件通知書の写しまたは雇用契約書の写しのいずれか」も必要です。	源泉徴収票が手書きの場合は、会社の押印が必要です。 ①収入が著しく減少した場合に提出します。 ②、③の場合には提出が必要です。
イ 事業所得の減少	①(1~5月においては)確定申告書の写しの提出が必要です。 ②前年1月2日以降に開業した場合、事業申告書と開業届の控えが必要です。	①収入が著しく減少した場合に提出します。 ②の場合には提出が必要です。
ウ 退職	①退職の場合は、「退職証明書、離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し、または源泉徴収票の写し(退職日記載あり)のうちいずれか」が必要です。なお、廃業の場合は、廃業届の写しが必要です。	
エ その他	①障害の手帳をお持ちの場合、その写しを添付してください。その他、控除を証する書類(源泉徴収票の写し、確定申告の控え、戸籍謄本等)を提出してください。	

その他 特記事項

- ※ 名義の承継は、原則としてお住まいの住宅の同居を承認された日から1年以上経過していないとできません。
- ※ 家賃の未納がある場合は、本申請手続きはできませんので早急にお支払いください。
- ※ 支払い家賃の振替口座の変更または取消手続をされる際は、金融機関での手続きが必要です。